

この規定は、セーフガード措置に関係している。

北アメリカ自由貿易協定実施法

第3編 産業及びサービスに対する協定の適用

サブタイトルA セーフガード

第2部 全ての国からの輸入に対する救済

第311条 1974年通商法に基づく輸入救済に対するNAFTA条文の影響

(a) 一般

この編の第12章サブチャプターIIの第1部にに基づき開始された調査において、国際貿易委員会が肯定的決定（又は、1930年関税法第330条(d)により、大統領が肯定的決定とみなす決定）を行った場合、次の認定（及び、当該損害認定が大統領に提出されるときは、大統領へ報告）もまた行わなければならない。

- (1) NAFTA国からの物品の輸入が、個々に考慮して、全輸入の実質的な割合の主要な原因であるかないか。
- (2) NAFTA国からの物品の輸入が、個々に考慮し、又は例外的な状況において、NAFTA国からの物品の輸入を、合計して考慮して、輸入によって引き起こされる重大な損害又はそのおそれに主に寄与しているかないか

(b) 要素

(1) 実質的な割合

NAFTA国からの物品の輸入が、個々に考慮して、全輸入の実質的な割合の主要な原因であるかないかの決定にあたり、当該国が、直近の3年間の輸入割合からみて計算した、調査の対象貨物の上位5の供給国にない場合、当該輸入は、通常は、全輸入の実質的な割合の主要な原因でないものとみなす。

(2) 「主に寄与している」の適用の基準

NAFTA国からの物品の輸入が、輸入によって引き起こされる重大な損害又はそのおそれに主に寄与しているかないかの決定にあたり、国際貿易委員会は、NAFTA国の輸入割合の変化並びに当該輸入の水準及びその変化のような要素を考慮しなければならない。この適用において、損害を引き起こす輸入の伸びのあった期間における当該国からの輸入の伸びが、同一の期間におけるすべての供給源からの輸入に対し認めうるほどに低い場合、NAFTA国からの輸入は、通常は、輸入によって引き起こされる重大な損害又はそのおそれに主に寄与していないものとみなす。

(c) 定義

この条及び第312条の適用において「主に寄与している」とは、主要な原因をいい、最も主要な原因であることを要しない。

第312条 NAFTA輸入に関する大統領の措置

(a) 一般

NAFTA国からの輸入に関してこの編の第12章サブチャプターIIの第1部に基づく措置を行うか行わないか決定するにあたり、大統領は、次のことを決定しなければならない。

- (1) 当該国からの輸入が、個々に考慮して、全輸入の実質的な割合の主要な原因であるか否か。
- (2) NAFTA国からの輸入が、個々に考慮し、又は例外的な状況において、NAFTA国からの物品の輸入を、合計して考慮して、国際貿易委員会によって認定された重大な損害又はそのおそれに主に寄与しているか否か

(b) NAFTA輸入の除外

この編の第12章サブチャプターII第1部に基づく措置の性質及び規模を決定するにあたり、大統領は(a)(1)又は(2)に基づく否定的決定を行った場合、NAFTA国からの輸入を、当該措置から除外することができる。

(c) NAFTA国の輸入の除外後の措置

(1) 一般

大統領が、(b)に基づいて、NAFTA国からの輸入をこの編の第12章サブチャプターIIの第1部に基づく措置から除外し、その後、当該国からの輸入攻勢が、当該措置の効果を損なっていると認定する場合、

- (A) 大統領は、これらの輸入を措置に含めるための第1部に基づく適当な措置をとることができる。
- (B) 当該措置が行われている産業を代表する者は、国際貿易委員会に対し当該輸入攻勢の調査を開始することを要請することができる。

(2) 調査

(1)(B)に基づく要請を受理したときは、国際貿易委員会は、輸入攻勢が、当該措置の効果を損なっているか否かを決定する調査を開始しなければならない。国際貿易委員会は、当該要請を国際貿易委員会が受理してから30日以内に、大統領に調査の認定を提出しなければならない。

(3) 定義

このサブセクションにおいて、「攻勢」とは、最近の代表的な元となる期間の傾向を上回る重要な増加をいう。

(d) 数量制限を適用する条件

この条に基づく数量制限を布告する措置は、当該製品の輸入の最近の代表的な期間内に合衆国に輸入されたその製品の数量又は金額に合理的な伸びを加えた数量又は金額を下回らない当該製品の輸入を許可するものでなければならない。

第3部 一般規定

第315条 暫定救済

「1974年通商法第202条(d)の改正規定」

第316条 監視

次のものについての、この部又は1974年通商法第202条に基づく暫定救済に関する調査を促進するため、

- (1) 合衆国関税率表第0707.00.00号に掲げるトマト（生鮮又は冷蔵のものに限る。）
- (2) 合衆国関税率表第0707.00.00号に掲げるとうがらし（生鮮又は冷蔵のものに限るものとし、チリを除く。）

国際貿易委員会は、2009年1月1日前まで、同法第202条(d)(1)(C)(i)に基づく当該物品の輸入の監視について本来の要請があったのと同様に行わなければならない。国際貿易委員会の要請により、農務長官及び関税庁長官は、この条に基づき行われる監視に関連する情報を国際貿易委員会に提供しなければならない。

第317条 国際貿易委員会の調査の開始に関する手続

国際貿易委員会は、協定第8章に従う手続に必要な、手続、規定及び規則を採択しなければならない。

(訳注：協定は北アメリカ自由貿易協定を意味する。)